

景観チェックリスト

◎…具体的配慮の記入必須事項

1. 公共事業に共通の設備等に關し留意すべき事項		
	共通要素（個別事項）	具体的配慮 記入
法面	<p>＜基本方針＞</p> <p>できる限り緩やかな勾配とし、在来種による緑化を施す等により原地形や既存植生になじませる。</p> <p>＜具体的方向＞</p> <p>① 原地形との調和</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法面は、できる限り統一した植生工による表面処理と原地形への取付けの工夫により、違和感のないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 法尻、法肩部に季節感を考慮した低木や花木などの植栽を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 法面は緑化可能な勾配とし、必要最小限の規模となるように計画する。</p> <p>②緑化の方法</p> <p><input type="checkbox"/> 表土の復元などにより、法面に既存植生を回復させる。</p> <p><input type="checkbox"/> 植生タイプを統一することにより、周辺植生と調和させる。</p> <p><input type="checkbox"/> 視覚的な連続性を高めるため、周辺とのコントラストを考慮した植栽構成とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存樹木をできる限り多く残すことにより既存植生と調和させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業での切土は表土付近が主であることから緩勾配（1:1.0）とし、原地形になじみやすい環境を整備する。 ・自然に飛来する種子の定着を促進させる自然侵入促進型植生マットを採用し、在来種による緑化を図る。 ・盛土法面による保安林への影響が大きいところは重力式擁壁に変換し自然環境への影響を最小限に抑え、既存植生と調和させる。
擁壁	<p>＜基本方針＞</p> <p>自然素材（木、石等）を利用し、緑化などとの併用により、周辺景観になじませる。</p> <p>＜具体的方向＞</p> <p>①周辺景観との調和</p> <p><input type="checkbox"/> 緑化ブロックを使用し、植栽で周辺と調和させる。</p> <p><input type="checkbox"/> 自然石、地場産素材の活用、植栽の併用を複合的に取り入れる。</p> <p><input type="checkbox"/> 拥壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、必要最小限の規模となるよう計画する。</p> <p>②緑化の方法</p> <p><input type="checkbox"/> つる性植物による緑化により擁壁面を被覆し、構造物による違和感を軽減する。</p> <p><input type="checkbox"/> 拥壁前面に植栽スペースを設置し、壁面を遮へいすることで、圧迫感を低減する。</p> <p><input type="checkbox"/> 拥壁の天端に植栽することで構造物が与えやすい周辺への違和感を和らげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重力式擁壁を設置するにあたり、人目のつかない堆雪帯端部に設置する。 ・重力式擁壁を設置することにより、保安林への影響を最小限に抑えることができるので、既存の景観を維持することができる。 ・基本的には堆雪帯と現況地盤との高低差があるところのみ重力式擁壁を設置し、現在の景観を妨げないものとする。
護岸	<p>＜基本方針＞</p> <p>できる限り自然環境の保全を考慮し、親水性の確保、自然環境との調和を図る。</p>	該当なし。

	<p><具体的方向></p> <p>①水辺空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 安全性に配慮し、護岸に階段を設置する、緩勾配にするなど水辺に近づきやすい形状の護岸とする。 <input type="checkbox"/> 水生植物等が植栽できる構造とするなど、周辺の自然環境とできる限り同質化させる。 <input type="checkbox"/> コンクリート護岸には表面処理を工夫する、河原の石等を利用するなど素材を考慮し、周辺景観に対する違和感を緩和する。 <input type="checkbox"/> 水際線の形状や護岸の裏面が一様で単調とならないよう配慮し、自然景観になじませる。 <p>②緑化の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 場所によっては植物等で護岸を保護し、天然護岸として周辺景観になじませる。 <input type="checkbox"/> 護岸肩部など治水上支障のない箇所に植栽を施し、周辺景観になじませる。 	
防護柵	<p><基本方針></p> <p>認知されやすい施設であり、周辺景観の阻害要因となりやすい。視野の確保、美観の向上を考慮した上で、構造、形態、意匠、色彩に配慮し、周辺景観になじませ、地域特性の創出を図る。</p> <p><具体的方向></p> <p>①周辺景観との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 眺望をできる限り遮らず、透過性の良い構造とする。 <input type="checkbox"/> 周辺と同化するような色彩とし、植栽を併用するなどして周辺景観となじませる。 <p>②地域特性の演出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の自然素材（石、木材等）を利用するなど、周辺景観になじませる。 	該当なし。
舗装	<p><基本方針></p> <p>視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、色彩や素材について特に配慮し、周辺景観になじませる。必要に応じて地域特性により個性の演出を図る。</p> <p><具体的方向></p> <p>① 周辺景観との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 歩道、自転車道の舗装は、必要に応じて素材、色彩を考慮し、強調するなど景観に変化をつける。 <p>②個性の演出</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自然景勝地では、自然素材等を活用し、自然景観になじませ、周辺景観を引き立たせる。 <input type="checkbox"/> 市街地では、車道部と歩道部を区分した色彩変化などにより、周辺景観に考慮しつつ個性を演出する。 	・起終点の道路舗装（既設の舗装）と同じ、アスファルト舗装（無彩色）とし、まとまりある連続道路空間を形成する。
標識、公共広告物	<p><基本方針></p> <p>配置、規模、色彩等に規則性がなく、統一感に欠ける場合が多いため、景観阻害の要因となりやすい。表示すべき情報、掲示内容等の整理整合を図り、周辺景観になじませる。</p> <p>道路標識、信号機、広告物等は、その機能を確保した上で、設置数、配置を考慮し、構造、形態、意匠を創意工夫し、沿線又は周辺の統一性を確保する。</p>	該当なし。

	<p><具体的方向></p> <p>① 整理整合</p> <p>□ できる限り形態、意匠、高さ等を統一し、共架等により集約化して、乱雑さや違和感を和らげる。</p> <p>②周辺景観、美観との調和</p> <p>□ 地域特性により自然素材等を活用し、周辺景観、美観になじませる。</p>	
照明施設	<p><基本方針></p> <p>周辺の諸施設との位置関係を考慮して設置位置、照明方法を選定し、形態、意匠、色彩等を周辺景観になじませる。</p> <p><具体的方向></p> <p>①配置、形態・意匠</p> <p>□ 周辺施設との位置関係を考慮し、乱雑にならないよう共架にするなど、集約して設置する。ただし、集約により照度、輝度が局部的に高くなり弊害が出る場合は、この限りでない。</p> <p>□ 器具の形態、意匠、色彩等は、なるべくシンプルなものとし、昼間の目障り感を抑える。</p> <p>②照明方法</p> <p>□ 周辺景観を考慮し、植栽等の周辺景観と複合させて照射対象とする。</p> <p>□ 公園等ではフットライトを使用するなど、必要に応じて個性を演出する。</p> <p>◎ 特定照明については、対象物以外への照射は最小限とし、光の照射角度を下げる、光源等にカバー・ルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止する。</p> <p>※特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明をいう。</p>	該当なし。
緑の保全と緑化	<p><基本方針></p> <p>すべての施設景観を形成する上で役割は大きく、既存植生、季節感を考慮した植栽により積極的な緑の保全、緑化を行い、周辺景観と調和させる。</p> <p><具体的方向></p> <p>①緑空間の保全</p> <p>□ 高低木の配置、草花、花木、自然石等の活用に複合的に取組み、緑の空間を創出する。</p> <p>②緑化の方法</p> <p>☑ 地域の植生構成、在来樹種を踏まえた植栽計画とし、土壤、気象条件に適合した樹種選定を行う。</p> <p>◎ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行う。</p> <p>◎ 植栽については、周辺の既存植生に調和したものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法面には、自然侵入促進植生マットを採用することで、自然に飛来する種子を定着させ、緑化を図る。 ・法面の緩勾配化（切土法面1:1.0程度）により樹木の生育やすい環境を整備する。
占用行為	<p><基本方針></p> <p>公共用地における工作物の占用行為については、比較的小規模で多様性があるため、位置や形態、意匠、色彩等の統一が図りにくい。集合化、植栽による修景、目立たない色彩選定、地下埋設等を図り、周辺景観と調和させるよう指導する。</p> <p><具体的方向></p> <p>①周辺景観との調和</p> <p>□ 電柱、電線類は、できる限り地中化する。</p>	・該当なし。

	<input type="checkbox"/> アーケード、屋外広告物は、規模、色彩等をできる限り統一する。 <input type="checkbox"/> 電話ボックス、バス停留所等は、地域、沿線の特性に調和させる。	
維持管理	<p><基本方針></p> <p>施設、植栽の維持管理については、計画的な修繕、補修、手入れを行い、地域景観に調和した形態、意匠、生態を維持する。</p> <p><具体的方向></p> <p>①施設の維持管理</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の維持管理は、老朽化時期の違いなどから単独で行われることが多い。周辺景観に調和させ、部分的な不統一感を生じさせないよう、ある程度の計画性を持って、素材、色彩等をできる限り統一する。</p> <p>②植栽の維持管理</p> <p><input type="checkbox"/> 育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実に行い、長期的、定期的、安定的な維持管理を実施する。</p>	該当なし。

2. 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項

	施設別要素	具体的配慮、記入
道路	<p><基本方針></p> <p>道路は、安全で快適な通行機能を確保するための施設であるが、沿道には山地、田園、町並み等の多種多様な景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。</p> <p>道路整備においては、地域の優れた景観資源の保全と活用・整備に配慮し、地域の環境、歴史、文化と調和させる。</p> <p><具体的方向></p> <p>① 路線の選定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の主要な眺望点からの眺望を妨げない路線とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 自然環境に与える影響が最小限となる路線とする。</p> <p>②トンネル</p> <p><input type="checkbox"/> 抗口部と周辺景観との一体化を図る。 <input type="checkbox"/> 抗口部の形状工夫により圧迫感を軽減する。 <input type="checkbox"/> 壁面処理により輝度を抑え周辺景観と調和させる。</p> <p>③交差点</p> <p><input type="checkbox"/> 集中している信号、標識、電柱等の付属物をできる限り共架化し、形態、意匠、色彩等を統一し、雑多な印象を和らげる。 <input type="checkbox"/> 市街地の交差点角地においては、余裕地等を利用して、できる限り歩行者の滞まり空間を確保する。</p> <p>④歩道及び自転車道</p> <p><input type="checkbox"/> 沿道建築物のセットバック等と併せ、できる限り広い歩行空間を確保する。</p> <p>⑤道路付属物</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 付属物は乱雑になりやすいため、共架化等による集約、形態、意匠、色彩等の統一により周辺景観と調和させる。</p> <p>⑥道路緑化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 沿道特性を考慮した緑化修景により、周辺景観と調和した空間を創出する。</p>	<p>・眺望・自然環境への影響を最小限するため、現道を最大限活用した現道拡幅とする。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>・視線誘導標は焦げ茶色にし、周辺の景観との調和を図る。</p> <p>法面緑化として在来種による植生を図ることで生態系を保全し、周辺の景観と調和させる。</p>

備考 「2. 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項」については、該当する施設部分のみを記載し、その他の部分は削除すること。